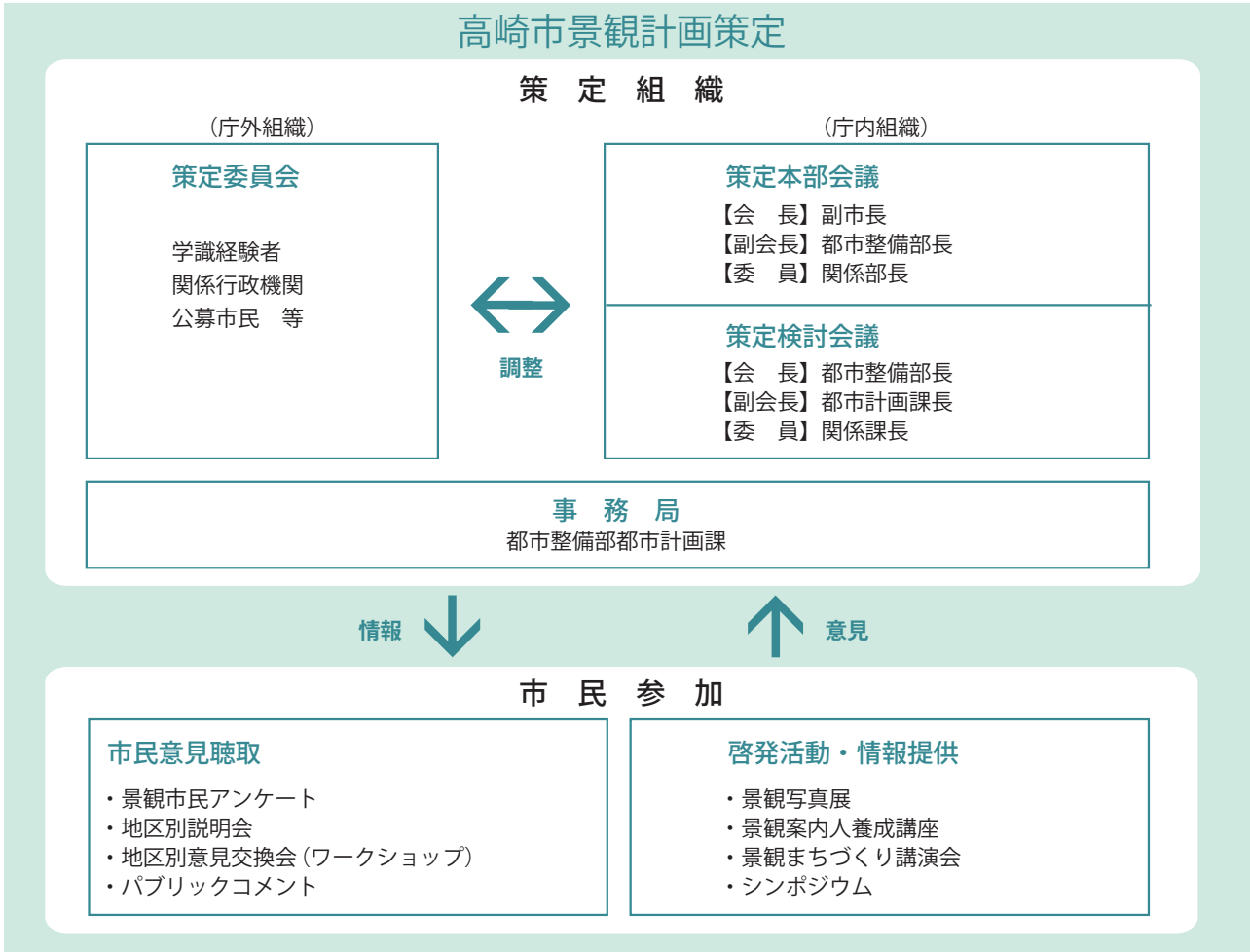




高崎市景観計画 策定体制図



高崎市景観計画策定経緯

年度	策定・調査等	市民参加	庁内組織
H 17	1 景観行政団体になる 1/23		3町1村と合併 1/23
	2 景観計画策定準備作業	景観写真展開催	
	3		
H 18	4		
	5		
	6		
	7		
	8 景観計画の基本方針の検討		都市景観審議会 8/1
	9 基礎調査	景観写真展 2 公募	
	10	市民アンケート	榛名町と合併 10/1
	11	地域別説明会 (5 地域)	
H 19 年度	1		
	2	関係各所との調整 景観まちづくり講演会・ヒアリング	景観写真展 2 開催 2/14
	3 景観計画骨子案の検討		
	4		
	5		景観推進委員会 (庁内) 5/25
	6		
	7		景観写真展 3 公募
	8		景観推進委員会 (庁内) 8/31
	9		
	10		
H 20 年度	11 景観計画素案の検討	第 1 回ワークショップ (5 地域)	都市景観審議会 11/12
	12		景観推進委員会 (庁内) 12/26
	1	第 2 回ワークショップ (5 地域)	
	2	景観まちづくり講演会・	
H 20 年度	3 第 1 回策定委員会 3/27	景観写真展 3 開催 2/12	
	4		
	5 ワーキンググループ 検討会議① 第 2 回策定委員会 5/28		第 1 回策定本部会議 (庁内) 5/1 第 1 回策定検討会議 (庁内) 5/1
	6 ワーキンググループ 検討会議②		景観推進委員会 (庁内) 6/11
	7 ワーキンググループ 検討会議③ 第 3 回策定委員会 7/16		
	8 景観計画案の検討 景観条例改正案の検討 ワーキンググループ 検討会議④	景観写真展 4 公募	
	9 ワーキンググループ 検討会議⑤ 第 4 回策定委員会 9/29		
	10 ワーキンググループ 検討会議⑥		
	11 第 5 回策定委員会 11/13		都市景観審議会 11/21 第 2 回策定検討会議 (庁内) 11/28
	12	パブリックコメント 12/5 ~ 26 地域別説明会 (6 ヶ所)	
H 20 年度	1 ワーキンググループ 検討会議⑦ 第 6 回策定委員会 1/29		第 2 回策定本部会議 (庁内) 1/27
	2 例規審査委員会 2/2 市長へ計画の答申 2/9	景観まちづくり講演会・ 景観写真展 4 開催 2/17	都市計画審議会 2/13
	3 景観計画の策定 市議会議決 告示 条例改正		

年度	策定・調査等	市民参加	庁内組織
H 21 年度 運用・ 計画 変更	4	景観計画の周知・広報	
	5		景観推進委員会（庁内） 5/22
	6	景観計画の運用開始 6/1	
	7		吉井町と合併 6/1
	8		景観写真展 5 公募
	9	景観色彩ガイドライン案の検討 第 1 回策定専門部会 9/28	
	10		
	11	第 2 回策定専門部会 11/18	
	12		
	1	第 3 回策定専門部会 1/8	
	2	第 1 回吉井地域景観計画策定検討会議 2/3	パブリックコメント（色彩） 2/15～3/8 景観色彩ガイドライン地域別説明会 （7ヶ所） 景観まちづくり講演会・ 景観写真展 5 開催 2/9
	3	第 4 回策定専門部会 3/23	パブリックコメント（吉井地域） 3/15～4/9 吉井地域景観計画説明会 3/24
H 22 年度 運用・ 計画 変更	4	第 2 回吉井地域景観計画策定検討会議 4/16	景観推進委員会（庁内） 4/20 景観審議会 4/23
	5		景観写真展 6 公募 都市計画審議会 5/17
	6	景観計画の変更告示	
	7	景観計画の変更の周知・広報	
	8	景観色彩ガイドラインの運用開始 8/1 吉井地域を景観計画区域へ編入 8/1	
	9	屋外広告物条例制定に伴う景観計画変更案の 検討	
	10		景観まちづくり講演会・ 景観写真展 6 開催 10/19
	11		
	12	市議会議決 条例改正	景観計画の変更案 閲覧 12/15～1/7
	1		景観計画公聴会（2/14・申出人なく未開催）
H 23 年度 運用	2		景観審議会 2/1
	3	景観計画の変更告示	都市計画審議会 3/4
	4	中核市へ移行・屋外広告物条例の施行 景観計画の変更の周知・広報	
	5		景観推進委員会（庁内） 5/19
	6		
	7		

資料編

高崎市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下「計画」という。)の策定に関し、その計画原案の策定及び調整のため、高崎市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) 計画原案の策定に伴い必要となる高崎市都市景観条例(平成5年高崎市条例第20号)の改正の検討に関すること。
- (3) その他計画原案の策定に必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項各号に規定する計画原案の調査検討が終了したときは、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開かれる会議については、市長が招集する。

高崎市景観計画策定委員会委員名簿

平成 20 年 3 月～平成 21 年 3 月現在

選出区分	役 職	氏 名	所属団体等
学識経験を有する者	会長	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科准教授
	副会長	熊倉 浩靖	特定非営利活動法人 NPO ぐんま代表理事
		原田 寛明	高崎経済大学地域政策学部教授
		村山 元展	高崎経済大学地域政策学部教授
		二井 昭佳	国土舘大学理工学部都市ランドスケープ学系講師
		田口 佐知雄	高崎市農業委員会会長
		松本 源治	高崎市区長会会長
		矢澤 敏彦	高崎商工会議所専務理事
		吉永 哲郎	蘇芳の会主宰
		竹内 僎嵩	社団法人高崎観光協会理事
		大島 未有希	カラーコーディネーター
関係行政機関の職員		真田 晃宏	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長
		渡辺 辰雄	群馬県環境森林部自然環境課長
学識経験を有する者 倉渕地域代表		深井 紘	倉渕町体育振興会長
箕郷地域代表		安田 千代子	城山入口フラワークラブ代表
群馬地域代表		眞塩 光枝	J Aはぐくみ国府加工研究会長
新町地域代表		境野 寿子	高崎市新町商工会女性部長
榛名地域代表		松田 裕子	人権擁護委員
公募した市民		劔持 秀子	
公募した市民		濱名 光彦	

高崎市景観計画策定本部会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項の検討及び調整のため、高崎市景観計画策定本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高崎市景観計画策定委員会が策定する計画原案(以下「計画原案」という。)の検討及び庁内調整に関すること。
- (2) 計画原案の検討に伴い必要となる高崎市都市景観条例(平成5年高崎市条例第20号)の改正の検討に関すること。
- (3) その他計画原案の検討及び庁内調整に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部会議の構成は、別表1のとおりとする。

- 2 会長は、会議を総括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長及び委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。
- 5 会議は、会長が必要に応じて招集する。

(策定検討会議)

第4条 第2条各号に掲げる事項についての事前調査、検討及び調整を行うため、本部会議に策定検討会議を置く。

- 2 策定検討会議の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 前条第2項から第5項までの規定は、会長、副会長及び委員の職務等について準用する。

(庶務)

第5条 本部会議及び策定検討会議の庶務は、都市整備部都市計画課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部会議及び策定検討会議の運営に関して必要な事項は、それぞれの会長がそれぞれの会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

高崎市景観計画策定本部会議名簿

会 長	高崎市副市長
副 会 長	都市整備部長
委 員	市長公室長 地域振興部長 総務部長 財務部長 市民部長 保健福祉部長 保健福祉部高齢・医療担当部長 環境部長 商工観光部長 農政部長 建設部長 倉渕支所長 箕郷支所長 群馬支所長 新町支所長 榛名支所長 教育委員会事務局教育部長 教育委員会事務局学校教育担当部長 水道局長 下水道局長 消防局長

高崎市景観計画策定検討会議名簿

会 長	都市整備部長
副 会 長	都市計画課長
委 員	企画調整課長 文化課長 地域づくり推進課長 交通地域安全課長 社会福祉課長 保健施設整備室長 環境政策課長 商業課長 工業課長 観光課長 農政政策課長 管理課長 土木課長 建築住宅課長 建築指導課長 市街地整備課長 区画整理1課長 区画整理2課長 都市施設課長 公園緑地課長 倉渕支所地域振興課長 箕郷支所地域振興課長 群馬支所地域振興課長 新町支所地域振興課長 榛名支所地域振興課長 教育総務課長 文化財保護課長 学校教育課長 経営企画課長

策定のあゆみ—計画策定にあたっての市民参加の経緯

1. 市民アンケート

(1) 調査方法

- ・調査地域 高崎市内全域
- ・調査対象 満20歳以上の高崎市民4,000人
- ・調査期間 平成18年10月30日～11月13日

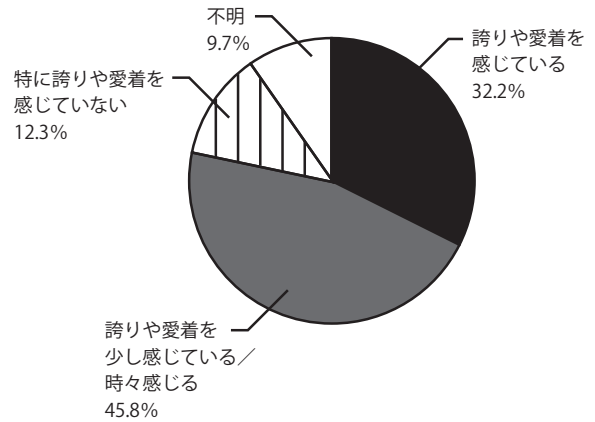
(2) 回収結果

- ・標本数(実質標本数) 3,967人
- ・有効回収数 1,341人
- ・有効回収率 33.8%
- ・自由意見回答件数 609件

(3) 結果(抜粋)

【まちなみや景観への誇りや愛着】

○今の全市の景観に対しては8割近くが、好意的に評価している。



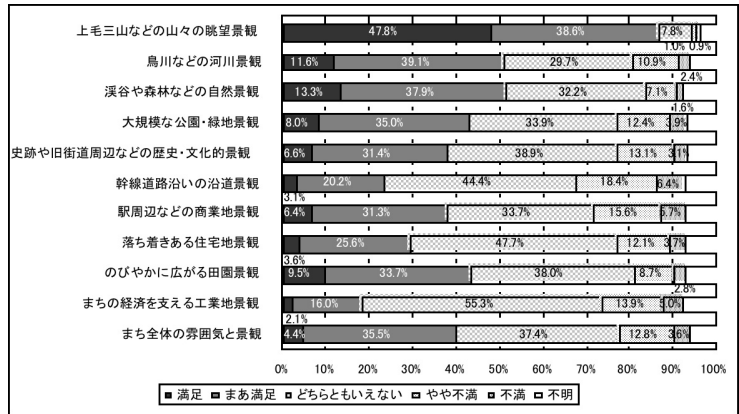
【高崎市の景観への満足度】

○特に評価の高いのは、上毛三山をはじめとする山々への眺望である⇒継承すべき景観

- ・その他、河川や森林など、自然景観への評価は高い傾向にある。
- ・主たる眺望ポイントとして、烏川、和田橋、高崎公園などが挙げられている。

○評価の低いものは、工業地景観や沿道景観、住宅地景観などの都市的な景観である。

- ・連続性を失っているまちなみ、建物や沿道に氾濫する広告物が理由として挙げられている。
- ・本市が長い歴史の中で有してきた歴史的景観資源に対しては一定の評価があるものの、変化への懸念から保存要望が高い。



【高崎市のシンボルとして大切にしたい景観 身近な地域の魅力を感じる場所 自由記述】

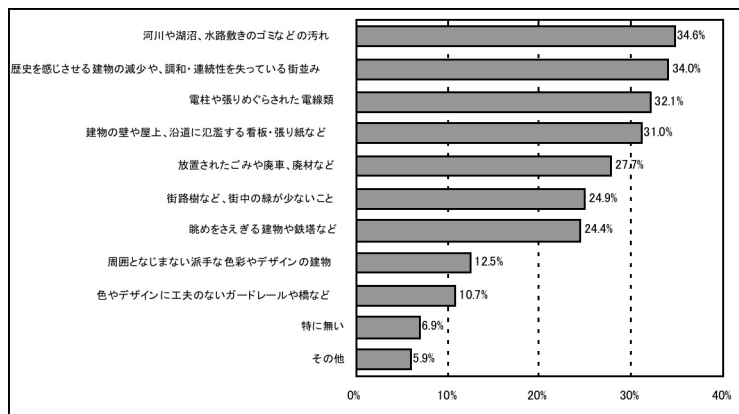
○最も高崎市らしい景観として、回答者の4人に1人が、「高崎観音の見える観音山丘陵一帯の景観」を挙げている。

- ・その他、上毛三山(特に榛名山)、高崎駅周辺から市役所周辺にかけてのシビックゾーン(シンフォニーロードや音楽センターも含む)、高崎城址のお堀端(桜並木を含めて)、群馬の森、箕輪城跡、榛名湖、榛名神社、各地の田園などが多く挙げられている。
- ・古墳公園や宿場町(倉賀野、新町、箕郷など)の歴史的景観についても挙げられている。

【景観を損ねている要素】

○好ましくない景観や場所としては、河川や水路のゴミ、歴史を感じさせる建物の減少や調和のないまちなみ、張りめぐらされた電線や電柱、広告物の乱立などが挙げられている。

- ・河川沿いや公園なども、管理などが良くない場合、自然との関わりが感じられないなどの理由から、好ましくない景観として挙げられている。
- ・中心市街地は、マンションの立地によるまちなみの極端な変化や、空き店舗や駐車場の増加などによる地域の衰退などで好ましくない場所として多数の指摘が挙げられている。
- ・広告や看板の乱立、パチンコ店や大型店などの目立つ色の建物の立地などによる沿道や田園での景観を好ましくない、とする意見も多数ある。



2. 地域別説明会

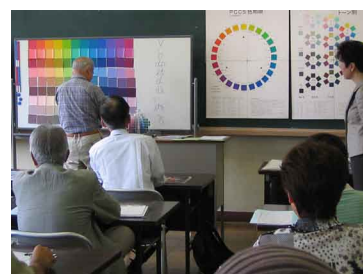
	第1回	第2回
開催時期	平成18年12月	平成20年12月
開催地区	倉渕地域、箕郷地域 群馬地域、新町地域 榛名地域	高崎地域、倉渕地域 箕郷地域、群馬地域 新町地域、榛名地域
内容	・本市の景観まちづくりについて ・各地域の身近な景観について (意見交換)	・景観計画案について ・質疑応答
参加者数	189人	157人



3. ワークショップ

都市計画マスタープラン、緑の基本計画、景観計画の3計画合同で開催

	第1回	第2回
開催時期	平成19年11月	平成20年1月～2月
開催地区	倉渕地域、箕郷地域 群馬地域、新町地域 榛名地域	倉渕地域、箕郷地域 群馬地域、新町地域 榛名地域
テーマ	良いところ、改善すべきこと、 地域のたからものとして守りたいもの	まちづくりの提案
参加者数	61人	52人



4. パブリックコメント

- ・意見募集時期 平成20年12月
- ・意見提出 4人、25件

5. 景観写真展 (p.84 参照)



6. たかさき景観案内人養成講座

(1) 平成19年度

- ・開催時期 平成19年10月
- ・内容 景観学習：景観の概要について
現地見学：榛名地域
- ・受講者数 景観学習55人、現地見学56人

(2) 平成20年度

- ・開催時期 平成20年8月、10月
- ・内容 景観学習：景観カラーコーディネート
現地見学：箕郷地域
- ・受講者数 景観学習21人、現地見学17人



7. イベント時での市民意見聴取

	平成19年度	平成20年度
実施日	平成19年10月28日 「地球市民の日」	平成20年10月26日 「地球市民の日」
内容	各地域の景観に関するクイズを写真付パネルで紹介。ほかに、おすすめの景観スポットについてアンケートを実施。	各地域の景観及び都市景観重要建築物等に関するクイズを写真付パネルで紹介。ほかに、おすすめの景観スポットについてアンケートを実施。



景観色彩ガイドライン策定

1. 景観色彩ガイドライン策定調査

- ・調査時期 平成21年1月～平成22年3月
- ・調査地域 高崎、倉渕、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井地域



2. 景観色彩ガイドライン策定専門部会委員名簿

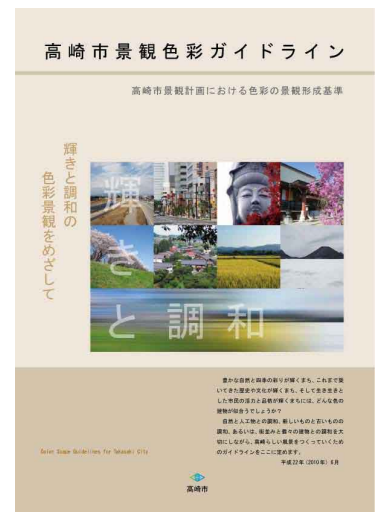
委員	所属団体等
津川 康雄	高崎経済大学地域政策学部教授 (高崎市景観審議会委員・副会長)
大関 徹	文化女子大学造形学部教授 日本ファッション協会運営委員
金光 弘志	(有)カネミツヒロシセッケイシツ 代表 ランドスケープアーキテクト
二井 昭佳	国土舘大学理工学部都市ランドスケープ学系講師 (高崎市景観審議会委員)
原田 節子	(株)原田 専務取締役
大塚 明美	(株)アート化工 代表取締役 (高崎市景観審議会委員)

任期：平成21年9月～平成22年3月



3. 景観色彩ガイドライン策定専門部会開催

開催日	第1回	第2回
	平成21年9月28日	平成21年11月18日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市景観計画策定の経緯について ・景観色彩ガイドライン策定の考え方 (景観色彩調査の概要、調査結果に基づく色彩景観の方向性、色彩基準策定のあたりの課題) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観色彩ガイドライン(素案)について (高崎市らしさ・独自性を持たせた景観色彩ガイドラインとは、特定沿道地域の色彩基準の創設、他都市の基準との比較)
開催日	第3回	第4回
	平成22年1月8日	平成22年3月23日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・景観色彩ガイドライン(パブリックコメント案)について (市民向けの色彩基礎知識や提案制度の創設、色彩計画のプロセスや公共施設の先導的役割の提示など、素案改善点について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について (実施内容、公表資料の提示) ・景観色彩ガイドラインの最終案について (パブリックコメント意見を踏まえた最終案)



4. パブリックコメント

- ・意見募集期間 平成22年2月15日～3月8日
- ・意見提出 5人、16件

5. 地域別説明会

- ・開催時期 平成22年2月～3月
- ・開催地区 高崎、倉渕、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井地域
計7回
- ・参加者数 93名

吉井地域景観形成の方針の策定

1. 平成 21 年度現況調査

- ・調査時期 平成 21 年 6 月～ 10 月
- ・調査地域 吉井地域
- ・調査内容 景観資源調査、景観色彩調査



2. たかさき景観案内人養成講座による現地調査

- ・開催時期 平成 21 年 10 月
- ・内 容 景観学習：色彩景観
現地見学：吉井、群馬地域
- ・受講者数 景観学習 45 人、現地見学 24 人



3. 吉井地域景観計画策定検討会議名簿

氏 名	役 職 等
森 賢六	地域審議会会長
三木 克則	吉井ブロック区長会長
高山 峰治	吉井町文化活動団体連絡協議会
大柳 茂義	吉井地区農業委員会
木村 修三	吉井町商工会
松本 平八郎	文化財調査員



3. 吉井地域景観計画策定検討会議

	第1回	第2回
開催日	平成 22 年 2 月 3 日	平成 22 年 4 月 16 日
内容	・吉井地域景観形成の方針（素案）について	・パブリックコメントの結果について ・吉井地域景観形成の方針の最終案について

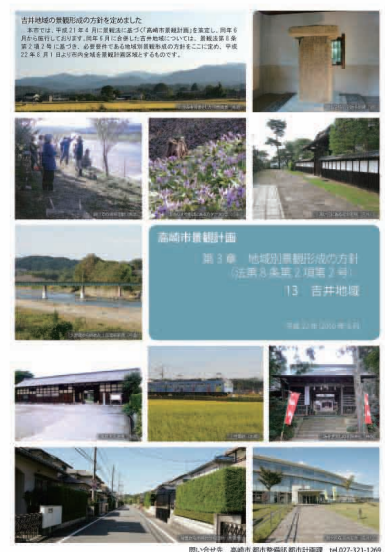


4. パブリックコメント

- ・意見募集時期 平成 22 年 3 月 15 日～ 4 月 9 日
- ・意見提出 2 人、2 件

5. 地域別説明会

- ・開催時期 平成 22 年 3 月 24 日
- ・開催場所 吉井支所
- ・参加者数 44 名



景観資源調査により考えられる景観重点地区候補リスト

この候補リストは、あくまでも平成20年度末時点における案ですので、限定するものではありません。
今後さらに増えていくことが望まれます。

			緊急性・必要性			実現性		効果性			
			緊急性 ①	緊急性 ②	必要性	事業性	地元合 意形成	モデル 地区	市の 顔・地 区の顔	生活拠 点	交流拠 点
風格と にぎわいの 都心部	①高崎城址地区	高崎城址の歴史を感じさせる景観と、市庁舎や群馬音楽センター等の公共施設・文化施設が、周辺の緑と調和した風格のある都市景観が見られる			○			○	○	○	○
	②高崎駅周辺地区	商都高崎の経済中枢として発展を続け、市の玄関口として賑わいのある景観が見られる					○	○	○	○	○
次代の 活力を担う 副都心	③問屋町周辺地区	市の副都心として、賑わいと風格のある都市景観作りが求められている		○			○	○	○		○
清流と 湖畔	④榛名湖周辺地区	美しい自然景観が見られるが、周辺景観に調和しない看板や店舗が見られる		○					○	○	○
観音山 丘陵	⑤観音山丘陵地区 (鼻高～山名)	市街地に身近に広がる豊かな自然が残り、市民に親しまれているとともに、市民が環境美化活動に取り組んでいる		○					○		○
古代 東国の 面影	⑥保渡田町・ 井出町地区	・街道沿いに、高垣のある集落の町並みが見られる ・良好な田園集落景観が見られる ・史跡公園では、地元の人々が歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる			○		○		○	○	○
	⑦引間・ 国分寺跡周辺地区	史跡公園が整備され、周辺には地元の人々の活動により守られた養蚕農家住宅や屋敷林、門塀が一体となった良好な農村景観が見られる					○		○	○	
戦国の 城址	⑧箕輪城跡・ 矢原宿地区	地元の人々が歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる			○		○	○	○		○
幽玄の杜	⑨榛名神社・ 社家町地区	地元の人々が歴史的風情を感じさせる町並みづくりに取り組んでいる			○		○	○			
養蚕の 記憶	⑩善地地区	棚田や梅林、養蚕住宅が山並みと一体となった景観が見られる			○						
	⑪白川地区	良好な田園集落景観が見られる			○						
街道と宿	⑫室田・神山宿地区	街道沿いに、かつての宿場の名残を留める歴史的町並みが見られる			○					○	
	⑬金古宿地区	街道沿いに、かつての宿場の名残を留める歴史的町並みが見られる			○					○	
	⑭倉賀野宿地区	地元の人々が歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる			○		○		○		
	⑮新町宿・ 駅前通り地区	街道沿いに、かつての宿場の名残を留める歴史的町並みが見られる	○		○	○			○	○	
美しい 農村	⑯倉渚地域草津道・ 信州街道沿道地区	・茅葺農家住宅や養蚕住宅が山並みと一体となった景観が見られる ・街道沿いに、かつての宿場の名残を留める歴史的町並みが見られる			○	○				○	○
コミュニ ティがつく る景観	⑰くだもの街道 沿道地区	梅林や果樹園が広がる景観が見られるが、景観と調和しない色彩の建築物や広告物が一部に見られる			○	○					○

色彩景観からみた景観重点地区候補リスト

この候補リストは、色彩の面から重点的、先導的な景観形成を行うべき地域について調査をまとめたものですので、限定するものではありません。

地域	地区の概要	緊急性・必要性			実現性		効果性			
		緊急性①	緊急性②	必要性	事業性	地元合意形成	モデル地区	市の顔・地区の顔	生活拠点	交流拠点
① 高崎城址公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> 高崎城の城址に群馬音楽センターや群馬シンフォニーホール、高崎シティギャラリー等の文化施設が集積するほか、高崎市役所、高崎総合医療センター、保健所、郵便局などの公共公益施設が立地し、市のシビックエリアを形成している。 高崎城の遺構として、壕や櫓などが残されている。 			○	○		○	○	○	
② 高崎駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅と市役所を結ぶ西口線は整備がほぼ完了し、整った都市的な街路景観が形成されている。 緑化フェアなどを契機にアダプトによる花やイルミネーションなど地域を取り込んだまちづくりが進められている。 東口線は拡張事業が進められており、高崎駅から高崎・玉村スマートインターチェンジを結ぶラインを高崎の新しい都市軸と位置付けている。 	○		○			○	○	○	
③ 問屋町周辺	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市内の卸商社が郊外に団地を造成して問屋の集団化を図り、その機能を強化する目的で整備された地域で、日本初の卸商業団地と知られている。 地域内には卸商の店舗や倉庫棟が集積し、整然とした明るい街並みが形成されている。 近年、高層マンションや老人ホームや保健施設、大学等の高層建築物の整備が行われている。 	○		○		○	○			○
④ 榛名神社・社家町周辺	<ul style="list-style-type: none"> 本市唯一の国指定重要文化財である榛名神社の門前町であり、歴史的な宿坊や観光客を見込んだ土産物店などが軒を連ねるほか市立郷土資料館などが立地している。 参道には国指定登録有形文化財3件を含む宿坊が残り、近年パワースポットとして注目を浴び始めている。 かつての宿坊名を記した木製看板により地域性を演出する試みが見られる。 		○	○		○	○	○		
⑤ 箕輪城跡周辺	<ul style="list-style-type: none"> なだらかな丘陵地に位置し、戦国時代の山城とその周辺のまち並みが独特の雰囲気形成している。 国指定史跡である箕輪城跡の整備と連動したまちづくりが期待されている。 社家町同様に木製看板を使った地域づくりが試みられている。 		○	○		○	○	○		

たかさき景観まちづくり講演会のあゆみ

本市では、景観まちづくり意識の醸成とそれを支える様々な主体相互のパートナーシップを重視し、生涯学習における活動の一環として、景観まちづくり講演会を開催しています。

平成9年から開催している講演会は、平成22年度に15回目を数え、まちづくりに携わる色々な分野の講師にご講演いただきました。市民文化のまち高崎の年中行事として定着しています。



第15回ポスター

開催日		講師		演題
第1回	H9.2.25	大野 勝彦	建築家	景観まちづくり
第2回	H10.2.27	西村 幸夫	東京大学教授	景観からのまちづくり
第3回	H11.2.18	北山 孝雄	(株)北山創造研究所代表	まちのにぎわい
第4回	H12.2.25	池田 武邦	長崎総合科学大学教授	オランダ、まちづくり再考、日本
第5回	H13.2.22	卯月 盛夫	早稲田大学教授	市民参加による景観まちづくり
第6回	H14.2.22	福川 裕一	千葉大学教授	歴史的景観を活かしたまちづくり
第7回	H15.2.24	セーラ・マリ・カミングス	(株)小布施堂 / 榎一市村酒造場取締役	セーラが町にやってきた
第8回	H16.2.24	サイ ヒロコ	環境アーティスト	創造力を育てるまちづくり ～高崎からヨーロッパへ
第9回	H17.2.15	大林 宣彦	映画作家	街の光を大切にしたい町活かし
第10回	H18.2.21	伊藤 滋	早稲田大学特命教授	市民参加と景観まちづくり
第11回	H19.2.14	笹原 司朗	(株)黒壁前代表取締役社長	長浜、黒壁、まちづくり
第12回	H20.2.12	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科准教授	ぼくたちの町、わたしたちの風景
第13回	H21.2.17	吉川 真嗣	国土交通省認定 観光カリスマ (味匠喜っ川 専務取締役)	自ら動いて切り拓け!城下町村上、 市民パワーによる景観まちづくり
第14回	H21.2.9	中村 良夫	東京工業大学名誉教授 / 元京都大学教授	都市を編む、風景を紡ぐ
第15回	H22.10.19	森田 和市長	桜の名所づくりアドバイザー	桜のさとから桜のまちへ —桜のよもやま話—

(講師の職名等については開催当時のものを掲載しています)

用語解説

あ行

□アイストップ

まちかどや見通しの良い通りの景観の正面にあり、人の視線を引き付ける役割を果たす山や建築物、樹木などの対象物。

□オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

か行

□景観アドバイザー

法に基づく届出や公共施設に整備にあたって、必要に応じて助言・アドバイスを行う専門家。

□景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念などを定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限などの良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されている。

□景観計画

景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」であり、次の事項を定めることになっている。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

□景観協定

地域のより良い景観の維持・増進を図るため、景観法に基づき、土地所有者などの全員の合意により良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民自らの手で自主的な規制を行うもの。

□景観地区

積極的に良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて都市計画に定める地区のこと。建築物の建築等を行う場合は、市町村長の認定（許可）を受けることが必要となる。

□ゲートウェイ

通路、出入口。

□コーポレートカラー

企業や団体等の組織を象徴する色。

さ行

□市街化区域

既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

□市街化調整区域

市街化を抑制する区域。

□シビックゾーン

市役所や図書館、文化ホールなどの公共施設が集積する市民生活の中心となる区域。

□スプロール

市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

た行

□地区計画

都市計画法に基づき、地区の課題や特性に応じて、建築物や道路、公園などの配置及び規模、用途の制限などを細かく定め、良好なまちづくりを進める制度。

□都市計画区域

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域。

な行

は行

□パブリックスペース

公共的な空間。

□非線引き白地地域

線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）のされていない都市計画区域内で、用途地域の定められていない地域。

□風致地区

都市計画法に基づき、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の自然美を維持保存するための地区。

ま行

や行

□用途地域

都市計画法第8条に定める地域地区のうちの一つ。都市計画の基本となるもので、都市計画法と建築基準法によって様々な建築活動の規制・誘導を行うことにより、土地利用の純化を図ろうとするもの。

ら行

□ランドマーク

ある都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。一般的には周辺から見ることでできる高さがあるもので、由緒ある建物、塔、山などがランドマークになることが多い。

わ行



この計画は、平成 21 年（2009 年）6 月 1 日から施行しています。

地域力で創る 輝きの都市^{まち}
高崎市 景観計画

初版発行

平成 21 年（2009 年）4 月 1 日

第一次改訂版発行

平成 23 年（2011 年）10 月 1 日

高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室
〒370-8501
群馬県高崎市高松町 35-1
TEL 027-321-1350